

～セクシュアルハラスメントなどによる 精神障害に関する労災請求相談窓口～

精神障害の労災認定について

職場におけるセクシュアルハラスメント（セクハラ）、パワーハラスメント等による強いストレスを受けたことが原因で、精神障害を発病した場合には労災保険の対象となります。

[※セクシュアルハラスメントに関する労災認定（リーフレット）](#)

労災請求に係る相談について

鳥取労働局では、精神障害専門調査員（**臨床心理士**）が対応するセクハラなどのストレスによる精神障害に関する労災請求相談窓口を設けています。

【対象となる方】

職場でセクハラ等を受けられたご本人

◎プライバシーは厳守します。お気軽にご相談ください。

【相談日時】

◎今後の相談日の予定

令和 3 年 7 月 30 日（金） 16：15～17：15

令和 3 年 8 月 27 日（金） 16：15～17：15

令和 3 年 9 月 24 日（金） 16：15～17：15

※ 相談時間は1時間以内とします。

【相談場所】 鳥取労働局 4階小会議室
鳥取市富安2丁目89-9

◎相談を希望される方は、事前に御連絡ください。

お問い合わせ先

鳥取労働局 労働基準部 労災補償課

電話 0857-29-1706（直通）